

CS01-2 薬物乱用の現状とその防止対策

○國枝 卓¹

¹厚生労働省

我が国における薬物事犯の情勢は、検挙人員数で見ると、平成20年で約1万5千人が検挙されている。このうち覚せい剤事犯は、約75%を占め、薬物問題の中心的課題になっている。約20%が大麻事犯であり、過去最高を記録、特に若年層を中心に乱用が拡大している状況である。薬物乱用の状況は、依然として憂慮すべき状況にある。

薬物乱用問題に対処するため、政府では、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、関係省庁と緊密な連携の上進めている。厚生労働省には、取締りの強化、啓発活動の充実、再乱用防止対策の推進、国際協力の推進等の施策の充実強化に努めている。

わが国の薬物犯罪は、国際化、多様化、巧妙化が進んでいる。厚生労働省では、地方厚生局麻薬取締部による徹底した取締り、都道府県等と協力して正規薬物の不正ルートへの横流れ防止などの対策を実施する他、若年層で拡大が懸念される大麻の乱用防止対策、インターネットを利用した薬物密売対策、向精神薬の乱用防止対策、法的規制を逃れようとする違法ドラッグへの対策なども進めている。

他方、医療用麻薬は、医療現場で必要不可欠のものである。疼痛緩和のための適正使用とともに法律に基づく管理が適切に実施されるよう、医療従事者向けの講習会やガイダンス冊子等を通じて、その推進とともに、薬局での麻薬処方せん応需等提供体制の整備を進めている。又、新しい麻薬製剤の開発・適用拡大が進んでおり、その対応も必要である。

本シンポジウムで、薬物乱用の現状及びその防止対策につき、薬学研究者及び薬剤師の皆さんと情報・問題意識を共有するとともに、ご理解・ご協力を頂きたいと考えている。